

熊本市地下水保全条例見直し委員会の公募委員の選考に関する要綱

制定 令和7年12月23日環境局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市地下水保全条例見直し委員会（以下「見直し委員会」という。）の委員を公募により選任するため必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の定数)

第2条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の定数は1人とする。

(選考委員会の設置)

第3条 公募委員の選考を公正に行うため、熊本市地下水保全条例見直し委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第4条 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には環境推進部長を、委員には水保全課長及び環境総合センター所長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員に事故があるときは、その所属の副課長等がその職務を代理する。

(選考委員会の所管事務)

第5条 選考委員会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 公募方法に関すること。
- (2) 選考方法及び審査項目に関すること。
- (3) 応募資格に関すること。
- (4) その他、公募委員の選考に関すること。

(会議の招集)

第6条 選考委員会の会議は委員長が招集する。

(事務局)

第7条 選考委員会の事務局は、水保全課とする。

(選考手続)

第8条 公募委員の候補者（以下「候補者」という。）の選考は、別に定める選考基準に基づき審査を行う。

(選考後の手続)

第9条 委員長は、候補者を市長に報告するものとする。

- 2 市長は前項の候補者に対し、見直し委員会の委員就任について同意を得るものとする。
- 3 前項の候補者が辞退した場合は、次の点の者を繰り上げるものとする。この場合において、同項の規定は、当該繰り上げた候補者について準用する。
- 4 市長は、前3項の手続の後、同意を得た候補者を委員として任用するものとし、他の応

募者に対して選考の結果を通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月23日から施行する。